

令和6年度 小野中学校 生活の心得

○服装について

- ①小野中学校指定の制服を着用する。 ※服装の違反があった場合はジャージに着替える。
- ②制服の下には白のシャツを着用し、正しい身なりを心がける。シャツの下には下着を着用する。
※下着は、色が派手でなく、シャツの上から透けて見えないもの（ワンポイントまで可）とする。
※シャツの襟元や袖からはみ出て見える下着の着用は不可とする。
- ③冬季の寒いときには、
（新制服）制服の下に黒または紺のセーターかベストを着用してもよい。首周りの形状（Uネック・Vネック）は問わない。また、ベージュや黒のストッキング、タイツの着用も可とする。
（旧制服）制服の下に白・黒・紺・茶・灰の無地のセーターやトレーナーを着用してもよい。但し、フード付きのパーカーは不可とする。また、ベージュや黒のストッキング、タイツの着用も可とする。
- ④名札は所定の場所につけ、ボタンは指定のボタンをきちんとつける。名札やボタンは職員室にて購入ができる。
（旧制服）制服ボタン：40円、男子の裏ボタンは15円、袖ボタン：40円、名札：350円
（新制服）表ボタン：275円、裏ボタン：25円、名札：100円
- ⑤通学時の靴は、学校指定靴を使用する（体育の授業でも使用する）。
- ⑥靴下は、白色（メーカーロゴのワンポイントまで可）を着用する。くるぶしが完全に覆われる長さのものを着用する。



- ⑦スラックスを着用するときは、黒を基調とした派手でないベルトを着用する。
 - ⑧スカート丈は、膝がかくれる程度とする。
- ☆衣替え…本校は、制服の移行期間を設けていない。気候や生徒個人の体調で、適切な制服を選んでよい。
アウター（コート等）も、気候や生徒個人の体調で、適切なものを選んで着用してよい。但し、黒・紺を基調としたもの。（生地や形は問わない）
- ☆冬季の防寒具はマフラー、手袋、ネックウォーマーとする。（長いマフラーは事故防止のため着用しない。）
マフラー、手袋、ネックウォーマーの校舎内での着用を禁止する。必ず生徒玄関で着脱する。

○頭髪・眉について

- ①髪型は「学校生活を送る上で差し支えがなく、公的な場（冠婚葬祭や受験など）でも通用する髪型」とする。ただし、以下の（１）～（３）の事項を厳守すること。
（１）ヘアゴムやヘアピン等は、華美でない色（黒、紺、茶に限る）とする。
（２）パーマ（ストレートパーマも含む）、染色、脱色は禁止とする。
※但し、くせ毛等が理由でストレートパーマをかけたい生徒は、学校に相談して許可を得る。
（３）整髪料等を使用して髪を固めない。
- ②眉を極端に細くしない。
- ③爪の長さは、手のひら側から見て爪が見えない程度とし、清潔に保つ。

○登下校・自転車通学について

- ① 8時05分までに教室の自分の席に着き、読書を開始する。
8時00分までには生徒玄関を通過し、教室に入るよう心がける。
- ②登校後は原則として校外への外出は認めない。通院などのために早退する場合は、学級担任にその旨を申し出る。
- ③放課後は、特別な用がない限り速やかに下校する。学校に残る場合は担任の先生や担当の先生に許可を得てから残る。
- ④登・下校中は寄り道をせず、直接家に帰る。
- ⑤通学カバンの指定はないが、リュック式の黒を基調とした派手でないものとする。
- ⑥自転車通学をする者は交通ルールを守り、ヘルメットは必ず着用する。（自転車通学に関する詳細の規定は別紙参照。）
※その他、校外で部活動等がある場合は必要に応じて許可願を提出し、学校が認めれば自転車の使用を許可する。
- ⑦自転車の利用で違反があった場合は罰則規定に基づいて処分する。違反の状況によって、3日から1週間、または無期限の許可停止。部活動時の違反もこれに準じて処分する。

○施設・設備について

- ①全てのものを大切に扱う。机や椅子等に落書きをしたり、シールを貼ったり、傷つけたりしない。備品等を破損した場合は速やかに先生に申し出ること。特に、授業で使用する Chromebook は市からの借用物であり、とても高価な物なので大切に扱う。
☆公用の物品を故意に破損した場合、状況や理由によっては保護者が弁償する場合もある。
- ②はさみやカッターなどの刃物類の持ち込みは禁止する。生徒用のはさみやカッターは職員室に準備しているので、必要な時には先生に申し出て借用する。

○不用品について

- ①携帯電話やスマートフォン、ゲーム機、漫画本等、学習に不必要なものは持ってこない。不要物の持ち込みがあった場合は保護者に連絡し、指導をした後保護者に返却する。
- ②アメやガム等の菓子を持ってきたり、食べたりしない。登下校中であっても食べてはならない。見つかった場合は指導する。
- ③バッグ等に付けるアクセサリーは派手でないものとし、必要最低限とする。

○その他について

- ①職員室への入・退室は、特別教室や部室の鍵を借りに来た生徒と放送担当の生徒のみできる。それ以外の生徒は、特別な用がない限り職員室には入室できない。職員室への入・退室は挨拶をきちんと行い、用事が終わりしだい退室する。荷物は廊下に置いて入室する。
- ②清掃時は、体操服またはジャージを着用する。清掃前の予鈴までにすばやく更衣を済ませ、担当場所に移動する。清掃区域への移動から清掃終了まで「無言清掃」を行う。タオル、ハンカチ等は首にかけない。（掃除以外の場合も同様。）
- ③学校内で落とし物を見つけた際には、学級担任の先生など、近くにいる先生に知らせる。紛失物は職員室前の「落とし物ロッカー」で保管するが、一定期間を過ぎたら処分する。
- ④ハンカチとティッシュは毎日持参し、衛生面に気をつける。